

ID: 46

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町体育施設設置及び管理に関する条例 第4条		
例規番号	昭和55年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第5条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第4条 施設を使用しようとするもの(以下「使用者」という。)は、あらかじめ町長に使用許可を申請し、許可を受けなければならない。 (使用制限)</p> <p>第5条 次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設及び設備を破損するおそれがあるとき。 (3) 町内に居住しない者。ただし、町長が必要と認めるときは、使用させることができる。 (4) 町長が、管理上支障があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日